

UC 立替払加盟店利用特約

第1条 (本特約の主旨)

1. 本特約は、トマトカード株式会社(以下「当社」と称します。)又はUCトマトカード会員規約(以下「会員規約」と称します。)第20条第1項(ロ)(ハ)のクレジット会社・金融機関等と加盟店間の契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合の、当該加盟店(以下「立替払加盟店」と称します。)におけるショッピングサービスについての特約を定めたものです。
2. 立替払加盟店において、会員がショッピングサービスを利用した場合、当社は会員の委託に基づき、会員に代わってショッピングサービスにかかるサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いをするものとし、会員は予め異議なくこれを承諾します。

第2条 (本特約の適用範囲)

1. 第1条に基づくサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いにおいては、会員規約のうち、加盟店からの債権譲渡の承諾に関する条項は適用されないものとします。
2. 本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

第3条 (求償金債権、債務)

本人会員は、第1条の委託に基づき当社が加盟店より請求を受けた会員のサービス利用料、ショッピング利用代金等を立替払いした場合、当社が本人会員に対して取得する求償金債権を会員規約のショッピングサービス条項に基づく譲受債権と同様に会員規約に基づき当社に対して支払うものとします。